

みんなの力作に、会いに行きませんか。

小学生の税の書道展 支部における再展示

●湯河原町立図書館 3階展示室

湯河原町内の入賞作品を展示
期間：平成28年1月7日(木)～13日(水)

●山北町ふるさと交流センター 2階

山北町内の入賞作品を展示
期間：平成28年2月中旬～3月上旬

●大雄山線電車内

南足柄市内の入賞作品を展示
期間：平成28年2月中旬～下旬の予定

●南足柄市役所内アトリウム

南足柄市内の入賞作品を展示
期間：平成28年2月下旬～3月上旬の予定



公的年金等の申告をする場合

確定申告に
必要な資料

1. 年金所得の全ての源泉徴収票（原本）
2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
3. 金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
4. 前年分の確定申告書控
5. 印鑑（スタンプ式印章は不可）

医療費控除を受ける場合

確定申告に
必要な資料

1. 給与や年金所得の源泉徴収票（原本）
（記載の源泉徴収税額が0円の場合は控除を受けられません）
2. 27年中に支払った医療費の領収書。集計は事前にしておいて下さい。
3. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
4. 金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）

年の中途中で退職された場合

確定申告に
必要な資料

1. 退職時までの給与所得の源泉徴収票（原本）
 2. 国民健康保険・国民年金支払証明書等、生命保険、地震保険等の控除証明書
 3. 金融機関名と口座番号が分かるもの（通帳など）
 4. 印鑑（スタンプ式印章は不可）
- ※2ヶ所以上から給与所得を受けた場合は、その全ての源泉徴収票も必要です。

記帳支援事業
（公益目的事業）

記帳処理サービスを ご存知ですか？

記帳処理サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用できるシステムです。会計の負担を軽減したい方など、是非ご検討ください。

お客様の伝票作成方法は

「手書き」「パソコン」の2通りからお選びいただけます
お選びの伝票作成方法は、開始後の変更も可能です

①

お客様が

作成

1. 入金・出金伝票等

2. 現金出納の記録

お問い合わせ

TEL24-2614(事業課)

※税理士会関係の方はご連絡下さい

②

青色会が

処理

会計システムで処理

①へ戻り、翌月分の伝票をします

③

青色会から

お渡し

毎月

●現金出納帳

●現金出納帳

●消費税の試算表

●損益の部試算表

（損益計算書）

●貸借の部試算表

（貸借対照表）

決算時

●決算書(年1回)

損益計算書

月別売上仕入明細書

減価償却計算書

貸借対照表

消費税の計算書

半年毎

●総勘定元帳(6ヶ月まとめ)

小規模企業共済・中退共

ご加入者の 喜びの声

妻(専従者)も加入できて、 退職金が積み立てられる！

私は以前から専従者の妻にも退職金を渡したいと思っていたところ、青色申告会の広報誌で、妻も加入（中退共制度）できることを知りました。

この制度の掛金は事業の経費になり、2年以上かければ掛金以上の退職金が給付されることでしたので、妻に相談すぐに加入しました。その後、妻も仕事の励みになると喜んで働いてくれています。



小田原市
Hさん

県税事務所からのお知らせ

「ニセ税務職員」にご注意を

税務職員等を装い、次のような不審な電話が発生しています。

- ご本人やご家族の収入、銀行口座、携帯電話番号、家族構成や法人の現況などを聞き出そうとする事例
- 税金を還付すると称して、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM（現金自動預け払い機）へ行くように指示される事例
- 滞納がない方の所へ、税金を徴収に行くと言われた事例
- 自動車税の還付があると称して、直接自宅を訪れるという事例

県税事務所では、税金の納付のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることや、還付金の受け取りのためにATMの操作を求めることはありません。

☆被害に遭わないために

県税事務所では、ご提出いただいた申告書類などの内容確認や、納税の催告のために納税者などに電話をする場合がありますが、不審に感じられた場合は、即答せず、所属事務所名と電話番号、名前をフルネームで確認し、電話をいったん切って、相手が言った番号へは電話をせず、下記の電話番号へお問い合わせください。

ご家族の方が問い合わせを受けられた場合も同様に、即答せず、電話をいったん切って、ご本人とご相談ください。ATMの操作を持ちかけられた場合は、併せて警察にその旨を連絡してください。

◇問い合わせ先 小田原県税事務所
管理課 管理第一班 TEL:0465-32-8000(代)

地域の皆様にお届けしております「青色十色」は、下記販売店にご協力・ご支援をいただいております。

読売センター 国府津	47-3351
読売センター 鴨宮	47-3644
読売センター 小田原中央店	24-5050
読売センター 小田原城北店	74-9061
読売センター 小田原西部店	35-0746
読売センター 小田原報徳店	36-3683
秀明社 酒匂サービスセンター	48-0007
毎日新聞 小田原中央販売所	87-5313
米山新聞 鴨宮店	36-6220
(有) 今井新聞店	42-0340
(有) 高田新聞店	74-0281
(有) 小松新聞店	82-0574
(有) 杉山新聞店	75-0356
(有) 内藤新聞本舗 本店	82-0910
(有) 内藤新聞本舗 東部店	72-0234
(有) 湯本新聞販売所	0460-85-5264
(有) 高橋新聞店	68-0333
(有) 金井	62-7889

税務署からのお知らせ

住民基本台帳カードを利用されている方への重要なお知らせ

e-Taxで申告手続等を行う際には電子証明書が必要です。

住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期間は3年となっていますが、個人番号カードの導入に伴い、次の点にご留意ください。

■電子証明書の有効期間内にe-Taxをご利用される方

住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、有効期間内であれば、平成28年1月以降も、e-Taxでご利用いただけます。

(注)平成28年1月以降、新たに「個人番号カード」（電子証明書は標準的に搭載されます。）の交付を受けた場合は、個人番号カードをご利用ください。

■e-Taxをご利用されるまでに電子証明書の有効期間が満了される方

住民基本台帳カードの電子証明書の更新は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年12月22日をもって終了しました。

平成28年1月以降に「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合は、個人番号カードの交付申請を行ってください。

なお、個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付に時間がかかる旨のお知らせが総務省ホームページに掲載されていますので、申告等の期限に間に合うよう市区町村窓口にご確認の上、早めに交付申請を行っていただきますようお願いいたします。

財産債務調書及び国外財産調書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」をその年の翌年の3月15日までに提出をお願いします。

また、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その年の翌年の3月15日までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

ご予約は
お早めにご予約ください。

会員限定 無料相談

要ご予約

予約 TEL 24-2612

弁護士
法律相談会
10時～12時

1月5日(火)

1月15日(金)

2月2日(火)

弁護士
相続相談会
10時～12時

1月20日(水)

2月17日(水)

3月16日(水)

社労士の
年金相談会
10時～12時

1月12日(火)

2月9日(火)

3月8日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産相談会
10時～12時

1月28日(木)

2月25日(木)

3月24日(木)

経営
コンサルタントの
経営相談会
日時応談

予約 TEL 24-2614

ご注意

同一の内容のご相談は重ねてできま

せんので予めご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

県民共済では、2月1日から3月15日まで青色会館にてキャンペーンを実施します。県民職員が常駐致しますので何かございましたらお声をお掛けください。

県民共済キャンペーンのご案内